

## 風しんの追加的対策事業の請求支払に関する事項

- 1 請求について
  - 1) 受付日
    - 毎月 1 日から 10 日まで
  - 2) 編綴方法
    - 医療機関・健診機関向け手引き(第 2 版・2019 年 3 月 25 日改正厚生労働省健康局)  
(以下、「手引き(第 2 版)」とする) P33 参照
- 2 各医療機関及び各健診機関への振込日について
  - 1) 振込日
    - 請求月の翌月末日(休日の場合は前営業日)
  - 2) 振込関係通知
    - 請求月の翌月の振込日 2 日前に本会より発送
      - ① 風しん対策抗体検査・予防接種費 支払額通知書
      - ② 風しん対策抗体検査・予防接種費 支払額内訳書
- 3 接種券等の返戻について
  - 1) 送付日
    - 請求月の翌月に発送する振込関係通知に同封
  - 2) 送付様式
    - 風しん対策抗体検査・予防接種費 返戻通知書
- 4 その他
  - 1) 本事業は債権譲渡の対象外
  - 2) 年間支払調書には含まれない
  - 3) 本事業分のみ別口座への振込を希望する場合は、国保連合会へ連絡が必要  
「手引き(第 2 版)」P38 参照
  - 4) 関係書類の取得は手引き(第 2 版)P11 参照

※様式等は厚生労働省ホームページをご参照ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000116890\\_00003.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000116890_00003.html)